

従業員の健康は企業の誇り
活気ある職場は従業員の健康づくりから

健康企業宣言[®]

STEP 2

健康企業宣言[®]は、全国健康保険協会の登録商標です。

「健康企業宣言[®]」STEP 1で
職場の健康づくりの基礎が
できました。

さらに、一歩進めて、安全
衛生・健康経営にも取組み
ましょう！

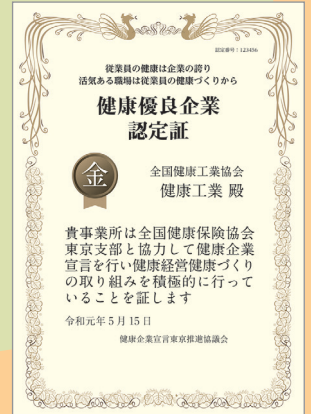
健康企業宣言 とは？

事業主様のリーダーシップのもとに、
従業員の皆様とともに健康づくり
にお取り組みいただき、STEP 2の
チェック項目を
80点以上でクリア
すると健康優良
企業として「金の
認定証」を贈呈
いたします。

社員が健康でないと、企業も
実力を発揮できません。

社員の健康管理・安全管理は、
企業のリスク管理でもあります。

企業の健康づくりを進める
ことで、リスク低減が期待
できます。



健康経営[®]とは？

事業主が従業員の健康づくりを積極的にサポートし、従業員が健康で元気に働く職場を作る経営スタイルです。

経営面でのメリット



生産性の向上
モチベーションと
業務効率の向上



負担の軽減
疾病手当の支払い減少や
健康保険料負担の抑制



イメージアップ
対内的・対外的
イメージの向上



リスクマネジメント
事故・不祥事の予防
労災事故の防止

企業価値の向上

健康経営[®]はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康企業宣言の取組みは「健康経営アドバイザー制度（東京商工会議所）」と連携しています。



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

まずはチェックして
みましょう

健康企業宣言[®] STEP 2

チェックシート

項目を読んで、くできています・概ねできています・できていない
いずれかに○印をご記入ください。

取組分野	項目	できて	概ねでき	できて	アドバイス	協会けんぽのサポート
		いる (点)	ている (点)	いない (点)		
健診・重症化予防	① 健診対象者（家族を除く）受診率	5	3	0	つい受診を忘れてしまう人がいます。従業員全員が受診できるよう声掛けをしていますか？	<ul style="list-style-type: none"> 「生活習慣病予防健診」は事業者健診としてもご利用いただけます（35歳以上）。 自己負担は最高6,517円（税別）です。
	② 健診の有所見率（前年比較）	5	3	0	過去の結果との比較をするなど結果を正しく把握し、必要な対応が取れるよう、健康教育を行いましょ。また、従業員が健康相談を受けられる相談窓口を設けましょ。	<ul style="list-style-type: none"> 職場での健康課題、健診結果の「見える化」のため、健診結果をご提供いただいている事業所には「健康企業レポート」^{*1}の提供を行っています。
	③ 特定保健指導・保健指導の実施率	5	3	0	特定保健指導の該当者が業務時間中に特定保健指導を受けられるよう、職場での体制を整えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 保健師・管理栄養士が生活習慣改善を3カ月以上「無料」でサポートします。
	④ 家族（40歳以上の被扶養者）の特定健診受診率 ※該当者がいない事業所は当該項目は取組み対象外	10	5	0	従業員の健康は家族が健康であってこそ	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽに加入の40歳以上の被扶養者（ご家族）は特定健診をご利用いただけます。 基本的な健診は協会けんぽから最大6,650円の補助があります。
健康管理・安全衛生 活動の取組み	⑤ 治療中の従業員に対する支援体制	10	5	0	治療の継続は負担がかかるもの。自己判断で治療を中断し重症化してしまうケースや、受診せず悪化するケースがあります。疾病を有する従業員が治療しながら仕事を続けられるよう、体制を整えていますか？ 時間単位の有給休暇制度や短時間勤務制度の導入などの仕組みづくりを進めましょ。	<ul style="list-style-type: none"> 健診を受けた結果、要治療と判定された未受診者の従業員、また、糖尿病・慢性腎臓病（CKD）重症化予防のため、未受診者の従業員に対して受診勧奨を実施しています。
メンタルヘルス対策	⑥ メンタルヘルス対策に関する計画書の策定と情報共有	5	3	0	医師などの専門職からの支援、外部サービス機関等を活用して、メンタルヘルス対策に関する計画を策定し実施して、取組みをPDCAサイクルで行いましょ。 産業医の設置義務のない中小の事業所にも産業保健支援センター等の支援が受けられます。	<ul style="list-style-type: none"> 産業保健支援センターをはじめ、外部サービス機関の情報提供を受けることができます。
	⑦ ストレスチェックの取組み状況	5	3	0	労働安全衛生法に基づくストレスチェックを行い、その結果に基づき職場の集団分析と職場改善を行いましょ。	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェックの実施方法について情報提供を受けることができます。 産業保健支援センターなどの情報提供を受けることができます。
	⑧ メンタルヘルスケアの取組み	5	3	0	相談できる社内社外の窓口を確保し従業員に周知、活用していますか？ 管理者を含む従業員に、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行いましょ。	<ul style="list-style-type: none"> 産業保健センター等の情報提供を受けることができます。
	⑨ メンタルヘルス不調者への対応方針、休職後の職場復帰等の支援体制	5	3	0	不調を訴える従業員に対して、専門医への連携を確保しましょ。 メンタルヘルス不調により休職した従業員に対する職場復帰支援プログラムを策定しましょ。	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「心の問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を参考にしましょ。

※1 被保険者数、健診受診者数等によりご提供できない場合があります

今すぐ、職場の状態を **チェック** してみましょう!

取組分野	項目	できている	概ねできている	できていない	アドバイス	相談窓口/協会けんぽのサポート
		(点)	(点)	(点)		
* 過重労働防止	⑩ 過重労働防止対策に関する計画と情報共有	5	3	0	時間外労働削減に向けた取組みの計画を策定、実施して、取組み状況を従業員に周知しましょう。	○産業保健支援センターをはじめ、外部サービス機関の情報提供を受けることができます。 厚生労働省HP 職場の安全サイト 「安全衛生優良企業公表制度」 http://anzeninfo.mhiw.go.jp/shindan/shindan_index.html
	⑪ 時間外・休日労働時間に対する管理体制	5	3	0	管理者が従業員の労働時間を把握して、一定基準以上の勤務時間の従業員について業務軽減方を検討する取組みを行いましょう。	
	⑫ 月の時間外・休日労働時間が80時間を超える従業員に対する支援体制	5	3	0	従業員自らが時間外労働時間を把握できる仕組みがあり、80時間を超えた従業員に直接、医師への面接指導が案内できる取組みや工夫をしましょう。	
	⑬ 年次有給休暇の取得促進	10	5	0	年次有給休暇の取得促進のため、計画的付与制度などの具体的なルールを設けて、実施しましょう。	
感染症予防対策	⑭ 従業員の感染症予防対策	5	3	0	従業員の感染症予防や感染者対策に関する環境を整えることで、欠勤、病休等を予防できます。	●予防接種に要する時間の出勤認定、感染者の出勤停止、感染症予防や感染拡大防止に向けた取組みを実施しましょう。
健康経営に関する取組み	⑮ 経営者による健康経営・健康企業宣言の社内外への発信及び経営者の健診受診状況	5	3	0	従業員の健康を経営課題としてとらえて取組むためには、経営理念として健康経営を位置付けて、企業として健康経営に取組むというメッセージを出すことが重要です。また、設定した経営理念に基づいて、具体的に何をどのように実践していくのか、方針を立てて、社内で情報共有しましょう。	●チェックシートを活用して見つけた課題の解決に向けて、具体的な解決方法・方針を明文化して、社内で情報共有しましょう。
	⑯ 従業員の健康の保持・増進に関する計画策定及び策定した計画に基づく実施	10	5	0	医師などの専門職からの支援、外部サービス機関等を活用して、従業員の健康の保持増進、安全衛生活動に積極的に取組むために、計画を策定し、教育プログラムを実施しましょう。また、計画等に基づいてPDCAサイクルで行い、改善を図りましょう。「健康企業宣言」に基づく実施事項を確実に実施しましょう。また、従業員と情報を共有して、反映させるため積極的に支援しましょう。	●産業医の設置義務のない中小の事業所にも産業保健支援センター等の支援が受けられます。 ●産業保健支援センターをはじめ、外部サービス機関の情報提供を受けることができます。 ●厚生労働省の安全プロジェクトに参加するなど、取組みを見える化しましょう。 ●協会けんぽでは保健師・管理栄養士による集団学習を行っています。

合計点数

点

/100点 達成基準：合計点数80点以上

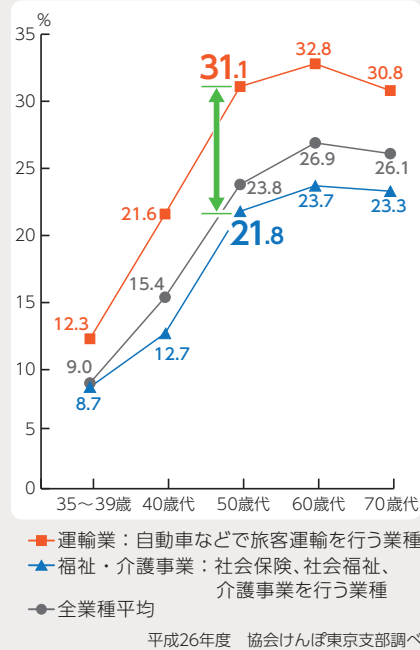
注) 項目④で該当者がいない事業所は、当該項目は取組み対象外となり、達成基準は合計点数72点以上となります。

事業所が中心となった健康づくりが必要な理由

食べ過ぎや運動不足などの偏った生活習慣がメタボリックシンドローム（メタボ）を起こします。事業所が自らの健康課題を見つけ、そこにフィットした取組みを行うことが必要です。

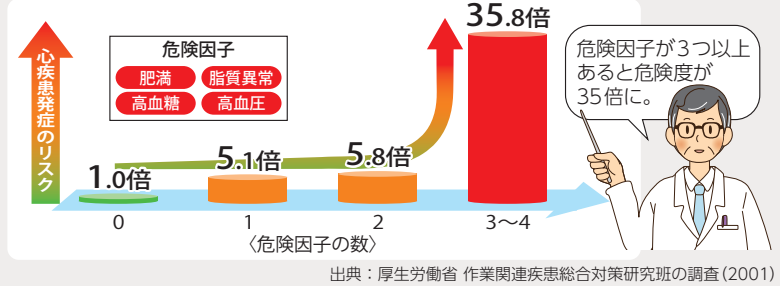
■ メタボ該当者の割合(男性・年代別)

年齢が高くなるほどメタボの方の割合が増加しますが、業種による違いもみられます。50歳代では約10ポイントの差があります。



■ 危険因子の数と心臓病のリスク

40歳以上の日本人男性を対象とした追跡調査では、メタボと脳卒中や心疾患のリスク（危険度）には大きな関連があることが判っています。



■ 生活習慣病の重症化による医療費と入院日数

脳卒中や心疾患による従業員の突然の発病、入院、休業は本人の生活の質を損なうだけでなく、企業経営の上からも大きなリスクになります。

	一人あたり年間医療費 (万円)	平均入院日数	罹患後の負担 (可能性含む)
心筋梗塞	195万円	17.9日	再発
脳梗塞	112万円	35.5日	片麻痺、言語障害、記憶障害などの後遺症
脳出血	178万円	46.2日	
糖尿病合併症 (腎不全の場合)	540万円	156日 (外来通院)	透析による定期的通院 (週3回程度)

出典：医療費の分析とその活用(東京都保険者協議会 医療費分析部会 平成24年3月)

健康企業宣言[®] STEP2、エントリーから認定までの流れ

	事業主様	協会けんぽ東京支部
① 現状のチェック	<ul style="list-style-type: none"> 健康経営の出発点は「現状のチェック」です このパンフレットのチェックシートを使って採点してみましょう 	
② 健康企業宣言にエントリー	<ul style="list-style-type: none"> 現状を踏まえ、優先して取り組む健康テーマを決めましょう テーマが決まったら、応募用紙をファックスでお送りください 	<ul style="list-style-type: none"> エントリー完了後、東京支部から「宣言の証」をお送りします
③ 健康づくりをスタート	<ul style="list-style-type: none"> 「宣言の証」を事業所内に掲示して、健康づくりの新たな一歩をスタートしましょう 事業主様のリーダーシップが成功のカギです 	<ul style="list-style-type: none"> 健康テーマにあわせて、東京支部がサポートいたします
④ 達成状況チェック	<ul style="list-style-type: none"> 「健康企業宣言[®] STEP2 実施結果レポート」で、達成状況をチェックしましょう 80点以上になるまで、チャレンジを続けましょう クリアしたら、実施結果レポートを東京支部に郵送しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 「健康企業宣言[®] STEP2 実施結果レポート」80点以上で、「金の認定証」をお届けします

STEP2 をクリアしたら、労働局の「安全衛生優良企業公表制度^{*}」を目指してチャレンジしましょう

^{*} http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

お問い合わせ先



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野 4-10-2

中野セントラルパークサウス 7 階

電話：03-6853-6111 (代表)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/>